

阿南工業高等専門学校に勤務する教職員の労働時間等に関する規則

(平成16年4月1日)

(規則第42号)

(趣旨)

第1条 阿南工業高等専門学校に勤務する教職員（以下「教職員」という。）の休日、労働時間及び休憩時間については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則及び細則（以下「規則等」という。）の定めによるほか、この規則に定めるところによる。

(労働時間の割振り等)

第2条 教職員の労働時間の割振り、休憩時間（以下「労働時間の割振り等」という。）は、別表に定めるところによる。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校に勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成4年5月13日規程第13号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成16年11月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職 種 別	区 分	労 働 時 間	休 憩 時 間
教 員		8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0	1 2 : 0 0 ~ 1 2 : 4 5
技 術 部 職 員			
窓 口 業 務 従 事 職 員		8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0	1 1 : 3 0 ~ 1 2 : 1 5
課 外 活 動 連 絡 担 当 職 員		1 0 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0	1 4 : 1 5 ~ 1 5 : 0 0
上 記 以 外 の 職 員		8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0	1 2 : 1 5 ~ 1 3 : 0 0